

# 収入が減少し 生活に困窮されている方へ

## 【特例】 緊急小口資金・総合支援資金の申請期間延長について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のために必要な世帯への特例貸付制度について、申請期間が延長されました。

### 相談窓口（申請資料受付等）

期 間 緊急小口資金・総合支援資金（初回）

◆令和4年3月31日

総合支援資金（再貸付）

◆令和3年12月28日（窓口）

◆令和3年12月31日（郵送）消印有効

時 間 平日 10:00 ～ 16:00（最終日は緊急・総合とも正午まで）

※申請は原則郵送となります。（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため）

※ご相談は電話等にて受け付けています。電話が混雑し、お待ちいただく場合がございます。

社会福祉法人 長与町社会福祉協議会【生活福祉課】

〒851-2128

西彼杵郡長与町嬉里郷 431-1（長与町老人福祉センター 2階）

TEL.095-883-7760